

あづま総合運動公園への広告募集要項

あづま総合運動公園への広告表示を希望される広告主を募集しています。

1. 広告を表示できる施設

- (1) あづま球場（以下、野球場）外野フェンス
- (2) あづま総合体育館（以下、体育館）メインアリーナ2階観客席の壁面
- (3) あづま陸上競技場（以下、陸上競技場）外周フェンス

2. 広告を表示できる場所

常設広告（1箇月以上の間、表示する広告）については、区画のみに表示できます。別添「区画の空き状況」を参照してください。

仮設広告（大会等の開催期間のみ表示する広告）については、区画内外を問わず広告を表示できますが、貴賓席周辺部及び大型映像装置の画面外枠部は表示できません。

3. 区画の数及び寸法

- (1) 野球場 14区画（横8.0m、縦1.5m）
- (2) 体育館 16区画（2階観客席の壁面 12区画：横5.0m、縦2.0m、
壁面で館内四隅 4区画：横8.0m、縦4.0m）
※全18区画のうち、2階観客席の壁面2区画については掲載済。
- (3) 陸上競技場 12区画（横6.0m、縦1.0m）

4. 広告料

（消費税含む）

広告の種類	施設名	広告料	区画面積	1区画1月当たりの価格
常設広告	野球場	37,710円/年・m ²	12m ²	37,710円/区画・月
	体育館	12,570円/年・m ²	10m ² （2階観客席の壁面）	10,475円/区画・月
			32m ² （館内四隅）	33,520円/区画・月
	陸上競技場	37,710円/年・m ²	6m ²	18,855円/区画・月

広告の種類	施設名	広告料	区画面積	1区画1日当たりの価格
仮設広告	野球場	1,680円/日・m ²	12m ²	20,160円/日
	体育館	1,680円/日・m ²	10m ² （2階観客席の壁面）	16,800円/日
			32m ² （館内四隅）	53,760円/日
	陸上競技場	1,680円/日・m ²	6m ²	10,080円/日

広告の種類	施設名	広告料
大型映像装置による広告	陸上競技場の大型映像装置	13,420円/分

※広告の表示、撤去及び維持管理に要する費用は、広告主の負担になります。

5. 受付け

随時(土・日祝祭日を除く、午前9時から午後5時までの間)

6. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の入札参加制限を受けていない者であること。

7. 申入れから表示までの流れ

- (1) 広告希望者が県に広告表示を申入れます。
- (2) 広告希望者が県に公園内行為許可申請書を提出します。(表示内容等により、申請書提出前に、県が事前協議をお願いする場合があります。)

(提出先)

※ 申請書の記載内容については、こちらにご相談ください。

福島県県北建設事務所 行政課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県庁北庁舎6階)
電話 024-521-2498

- (3) 許可の場合、県が広告主に許可書及び納入通知書を送付します。
- (4) 広告主が広告料を納付します。
- (5) 施設を利用するお客様に支障が無いように日程等を調整し、広告主が広告板等の設置工事を行います。

8. その他

- (1) 応募者は、この募集要項、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準、あづま総合運動公園広告表示要領を熟読のうえで応募してください。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 広告主の希望があれば、あづま総合運動公園内にパンフレット等を置くことができます。
なお、パンフレット等は、広告主が県の指定する場所に設置、補充するものとします。

9. 問合せ先

福島県 土木部 まちづくり推進課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎4階)
電話 024-521-7507
FAX 024-521-7956
メールアドレス machizukuri@pref.fukushima.lg.jp